

三重ボランティア基金助成事業要項

1. 【目 的】

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう支援するものである。

2. 【助成対象事業】

県内において実施される、福祉活動を目的としたボランティア活動であって、次に掲げる事業とする。

- (1) ボランティア団体基盤強化助成
- (2) ボランティアセンター基盤強化助成
- (3) 三重県ボランティア連絡協議会活動事業助成
- (4) ボランティア活動資金助成
- (5) 災害時緊急支援助成
- (6) 災害ボランティアコーディネーター養成事業助成
- (7) 災害時ボランティア活動推進基盤整備助成
- (8) 自立を励ます会への助成

3. 【助成内容】

(1) ボランティア団体基盤強化助成

ア. 対象

県内の市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに登録（県域団体は除く）しており、福祉の向上を目的とした活動を計画的・継続的に行っているボランティア団体

イ. 助成対象経費

活動の基盤強化を図るための器材・器具の購入費（助成累計額 20 万円まで申請可能）

ウ. 助成限度額

1 団体 20 万円以内

エ. 申請方法等

所定の申請書に必要書類を添えて、登録先のボランティアセンターを設置している社会福祉協議会へ提出し、推薦を受けること。

申請を受付けた社会福祉協議会は、申請書の推薦欄に記載し三重ボランティア基金事務局へ提出すること。

オ. 必要書類

①見積り書 ②前年度の収支計算書 ③当該年度の収支予算書

カ. 募集期間

理事長が別に定める。

キ. 選定及び結果

運営委員会において審査を行い決定し、登録先のボランティアセンターを設置している社会福祉協議会を通じ、結果を通知する。

(2) ボランティアセンター基盤強化助成

ア. 対象

県内の市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンター

イ. 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティア団体が、活動に必要な器材であり、ボランティアセンターに設置することで多くのボランティア団体が有効に活用できる器材（共有器材）の購入費

ウ. 助成限度額

1団体 20万円以内

エ. 申請方法等

所定の申請書に必要書類を添えて、三重ボランティア基金事務局へ提出すること。

オ. 必要書類

①見積り書

カ. 募集期間

理事長が別に定める。

キ. 選定及び結果

運営委員会において審査を行い決定し、結果を通知する。

(3) 三重県ボランティア連絡協議会活動事業助成

ア. 対象

三重県ボランティア連絡協議会

イ. 助成対象経費

県域ボランティア活動の推進のための経費

ウ. 助成限度額

30万円以内

エ. 申請方法等

所定の申請書に必要書類を添えて、三重ボランティア基金事務局へ提出すること。

オ. 必要書類

①前年度の収支計算書、②当該年度の収支予算書

カ. 募集期間

理事長が別に定める。

キ. 選定及び結果

運営委員会において審査を行い決定し、結果を通知する。

(4) ボランティア活動資金助成

ア. 対象

県内の市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに、ボランティア団体として登録（県域団体除く）しており、福祉の向上を目的とした活動を計画的・継続的に行っているボランティア団体

イ. 助成対象経費

先駆的・モデル的な活動（福祉のまちづくり）にかかる直接経費

ウ. 助成限度額

1団体 50万円以内

エ. 申請方法等

申請は、1団体1事業とする。

所定の申請書に必要書類を添えて、登録先のボランティアセンターを設置している社会福祉協議会へ提出し、推薦を受けること。

申請を受付けた社会福祉協議会は、申請書の推薦欄に記載し三重ボランティア基金事務局へ提出すること。

オ. 必要書類

①予算書、②決算書、③定款または運営規約（会則）、④会員名簿

カ. 募集期間

理事長が別に定める。

キ. 選定及び結果

運営委員会において、運営委員による書類審査を通過した団体のプレゼンテーションを（申請内容等によりプレゼンテーションを実施しない場合もある。）行い決定し、登録先のボランティアセンターを設置している社会福祉協議会を通じ、結果を通知する。

(5) 災害時緊急支援助成

ア. 対象

①みえ災害ボランティア支援センター

②現地災害ボランティアセンター

イ. 助成対象経費

①災害発生時において、活動拠点用事務所の設置に伴う初期経費

- ・活動拠点用事務所の備品・器材器具の購入又は借上げ料
- ・活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費
- ・活動拠点用事務所の光熱水費、電話、ファックス、印刷等の経費

- ・活動拠点用事務所の借り上げ費用など
- ②災害発生において、災害地へのボランティア派遣にかかる経費
 - ・現地へ向かうための交通費
- ウ. 助成限度額
50万円以内
- エ. 申請等の手順
 - ①災害発生
 - ②拠点事務所の必要性が生じたら事務局へ電話連絡
 - ③FAXにて申請書の送付（原本は後日郵送にて送付のこと）
 - ④支援センターの送金口座に送金（概算払い、終了時に精算払いとする）
 - ⑤速やかに報告書の提出
- オ. 選定及び結果
緊急を要するため理事長が決定する。

(6) 災害ボランティアコーディネーター養成事業助成

- ア. 対象
県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンター
- イ. 助成対象経費
災害時のボランティア活動を支援する人材を養成するための研修事業にかかる直接経費
 - ①市町ボランティアセンター職員を対象とした研修事業（県ボランティアセンター）
 - ②地域の防災関係者を対象とした研修事業（市町ボランティアセンター）
- ウ. 助成限度額
 - ①の事業 30万円以内
 - ②の事業 20万円以内
- エ. 申請方法等
所定の申請書に必要書類を添えて、三重ボランティア基金事務局へ提出すること。
- オ. 募集期間
理事長が別に定める。
- カ. 選定及び結果
運営委員会において審査を行い決定し、登録先のボランティアセンターを設置している社会福祉協議会を通じ、結果を通知する。

(7) 災害時ボランティア活動推進基盤整備助成

- ア. 対象
県内の市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンター
- イ. 助成対象経費
災害時の緊急救援活動や支援活動が迅速かつ円滑に展開できるよう、災害ボランティ

アセンター等の基盤強化を図るための器材の購入費

なお、県内を9ブロックの生活圏に区分し、毎年4ブロックずつを対象に募集し、整備していくものとする。

ウ. 助成限度額

1ブロック 30万円以内

エ. 申請方法等

所定の申請書に必要書類を添えて、三重ボランティア基金事務局へ提出すること。

オ. 必要書類

①見積り書

カ. 募集期間

理事長が別に定める。

キ. 選定及び結果

運営委員会において審査を行い決定し、結果を通知する。

(8) 自立を励ます会への助成

ア. 対象

三重県児童養護施設協会

イ. 助成対象経費

児童養護施設から就職や進学により巣立つ児童を激励することを目的とし開催される
激励会の開催費

ウ. 助成限度額

5万円

エ. 申請方法等

所定の申請書を三重ボランティア基金事務局へ提出すること。

オ. 募集期間

理事長が別に定める。

カ. 選定及び結果

評議員会、理事会の承認を得て決定し、結果を通知する。